

静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1215

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-15）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者)</p> <p>第7条の2 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から<u>起算して1箇月以内</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者)</p> <p>第7条の2 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号中「

退職理由	
退職の日の翌日の職業	

を「

退職理由	
------	--

」に改める。

様式第16号の2及び様式第16号の3中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の退職手当に関する規則第9条第2項の規定は、同規則第7条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の職員の退職手当に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。